



国土交通省
信濃川河川事務所

記者発表

発表日 平成22年5月14日

「第21回信濃川中流域水環境改善検討協議会」を開催

平成22年4月2日に東日本旅客鉄道(株)から提出された河川法第23条(流水の占用)の許可申請に関し、下記のとおり協議会を開催しますのでお知らせいたします。

記

1. 日時 平成22年5月26日(水)13:00~15:30
2. 場所 クロス10 大ホール(新潟県十日町市本町6丁目)
3. 主な議事内容 (1)新たな委員の選出について
(2)今後の対応について

(参考)これまでの経過

信濃川中流域の西大滝ダム(長野県飯山市)地点から宮中取水ダム(新潟県十日町市)を経て、魚野川合流点(新潟県川口町)までの約63.5kmにかけては発電取水による減水区間となっており、この区間の水環境について調査・検討を行うべく、有識者・沿川市町村の首長・新潟県・長野県・国土交通省北陸地方整備局から構成される「信濃川中流域水環境改善検討協議会」を平成11年1月に設置しました。21年3月の第19回協議会においては、これまでの調査・検討を踏まえ、学術的な見地から減水区間において最低限確保すべき河川流量(減水区間において、魚類の生息及び遡上降下が可能なものとする等のために最低限必要となる河川流量)等を整理した「信濃川中流域の河川環境改善に係る提言」を取りまとめました。

このうち、宮中取水ダムについては、東日本旅客鉄道(株)による一連の不適切な取り扱いが発覚したため、河川管理者より命令書(平成21年3月10日付け)を発出し、河川法第23条(流水の占用)の許可を取り消しました。

命令書では、東日本旅客鉄道(株)に対して、「新たに流水の占有を行おうとする場合は、許可を受けずに新築又は改築をした工作物を是正し、再発防止策を構築した上で許可の申請を行うこと」としており、平成22年4月2日、東日本旅客鉄道(株)から河川法第23条(流水の占用)の申請があったところです。

なお、これまで協議会で協議された内容及び「信濃川中流域の河川環境改善に係る提言」については、信濃川河川事務所ホームページ(<http://www.hrr.mlit.go.jp/shinano/>)に掲載しております。

取扱い

発表を以て解禁

同時発表記者クラブ

長岡市政記者会
週旬刊記者会
長野市政記者クラブ
飯山市政記者クラブ
(十日町地区担当:十日町新聞社)

問い合わせ先

国土交通省北陸地方整備局信濃川河川事務所

副所長(技術) 酒井 大助(さかい だいすけ) 電話 0258-32-3020 (代表)

河川環境課長 池田 博明(いけだ ひろあき) 電話 0258-32-3257(河川環境課直通)